

建築監理業務

令和 7 年 4 月
大阪市住宅供給公社
担当: 募集センター
(電話: 06-6882-7045)

外壁改修工事等の監理業務における簡易プロポーザルの実施について

大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)が発注する市営住宅等の外壁改修工事及び外壁部分改修工事等の監理業務(公社登録種目: 建築(監理))にかかる委託事務所は、簡易プロポーザルにより選定しています。

【選定方法】

- 簡易プロポーザルは、年度当初に一括して実施します。
- 審査は、工事監理者等の実績審査と面接による能力審査を実施します。
- 過去5年間に2年以上(年度単位)の公社発注の外壁改修工事監理業務実績がある工事監理者は、原則、面接を免除することができます。ただし、前回の面接から3年以上経過している者、または、過去の工事監理業務実績が不良な場合は免除の対象外とします。
- 適正な業務水準を確保するため、審査の成績が不良な工事監理者は、不合格とします。
- 審査合格者は、受託候補者として成績上位から順番に受託候補者名簿に登録します。
- 工事監理委託事務所の選定は、委託案件の発生毎に受託候補者名簿の上位から順番に指名し、受託の可否を確認したうえで行います。
- 簡易プロポーザル申込みが可能な工事監理者の資格要件は、下記に掲げる要件をすべて満たす方とします。
 - ① 2級又は1級建築士の資格を有する方
 - ② 工事監理業務委託に設計変更資料の作成等が含まれているため、CAD(JWW)による図面作成及びエクセルによる表作成・数量明細書等の作成ができる方
- 公社入札参加資格の登録が令和7年6月1日以降の承認日になった者については、令和7年度における簡易プロポーザルによる審査には参加できません。

簡易プロポーザルへの参加を希望する設計事務所には、簡易プロポーザルに参加する工事監理者の届出に関する案内を送付します。